

お気軽にご相談ください！！

無料

行政書士による相続・遺言相談会



行政書士による無料相談会を実施します！

行政書士は、役所に提出する許認可に関する書類の作成や申請代行、遺言書、契約書、その他の権利義務・事実証明に関する文書作成等を行います。相続手続きが煩雑で困っている等、身近な生活に係る心配事がございましたら、お気軽にご相談ください。

開催日時・実施場所

- 【日 時】 2018年5月22日（火）
午後0:30～午後3:30
- 【場 所】 ゆうちょ銀行明石店
- 【定 員】 先着5組
- 【相談員】 行政書士（2名～3名）

主 催 ゆうちょ銀行明石店

協 力 兵庫県行政書士会明石支部



日本行政書士会連合会公式キャラクター
「ユキマサくん」

★行政書士にこんなことが聞きたい★

～遺言書作成や遺産分割協議書作成のご相談例～

「遺言を書きたいのですが、今流行しているエンディングノートは
代わりになりますか？」

「親の相続の手続きに頭を悩ませています…」

「子どもがいないのですが、相続手続きはどうすればよいですか？」 など



※お申し込みは先着順とし、定員になりしだい終了いたします。当日の受け付けも承りますが、お待たせする場合がございます。

※ご希望の方には、ゆうちょ銀行の社員が、資産運用商品等に関する個別相談も承ります。

※取得した個人情報、この相談会の目的に利用するほか、商品・サービスのご案内、またマーケティング等の目的のために個人を特定しない統計的情報として利用する場合がございます。あらかじめご了承ください。

※行政書士は、弁護士法および司法書士法、税理士法、社会保険労務士法、弁理士法、海事代理士法および土地家屋調査士法等において制限されている業務については、取り扱うことはできません。また、行政書士には厳格な守秘義務が課されています。

※ゆうちょ銀行は、行政書士、弁護士、司法書士、税理士および社会保険労務士等の業務は行っておりません。

■ ゆうちょ銀行の商品・サービスについては、「ゆうちょ銀行Webサイト」をご覧ください。

<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>

※郵便局は、ゆうちょ銀行の商品・サービスを取り扱う銀行代理業者です。

お問い合わせ先

ゆうちょ銀行 明石店

TEL.078-917-3640（平日 9:00～16:00）